

第2回丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会次第

日時：令和2年9月8日（火）19:30～

場所：氷上住民センター大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 適正規模の考え方について

(2) 適正配置の考え方について

(3) 学校統合の考え方について

(4) 自由討議

(5) 次回の検討委員会日程について

・日時： 月 日（ ） 午 時 分～

・場所：氷上住民センター

4 その他

5 閉 会

【適正規模の考え方について】

1. 国の基準

学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされているが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないと示されています。

複式学級の場合は、小学校で「16 人」（1 年生児童を含む場合は 8 人）、中学校で「8 人」が標準となっています。※複式学級の県の基準：小学校で「14 人」（1 年生児童を含む場合は 8 人）、中学校はなし

■小学校の標準学級数：12 学級～18 学級（1 学年 2 学級～3 学級）

学校教育法施行規則第 41 条

■中学校の標準学級数：12 学級～18 学級（1 学年 4 学級～6 学級）

学校教育法施行規則第 79 条

2. 市の基準（現方針）

小学校の適正規模については、1 学年 2 学級を維持できる規模を適正とする。ただし、現行制度では、1 学年 2 学級を確保するためには、最低 1 学年 41 人の児童数が必要となるため、学校規模は 246 人以上を適正規模としています。

中学校については、1 学年 3 学級を確保できる規模を適正とする。ただし現行制度では、1 学年 3 学級を確保するためには、最低 1 学年 81 人の生徒数が必要となるため、学校規模は 243 人以上を適正規模としています。

■小学校の適正規模：全学年に 2 学級が確保できる規模 246 人以上

■中学校の適正規模：全学年に 3 学級が確保できる規模 243 人以上

3. 市内学校別学級数の現状（令和 2 年 4 月 9 日現在）※特別支援学級を除く

（1）小学校

学級数	学校数	学校名（ ）内は学級数
5 学級以下 ※複式学級を有する学校	1	鴨庄小（4）
6 学級～11 学級	19	新井小（6）、上久下小（6）、久下小（6）、小川小（6）、和田小（8）、南小（6）、中央小（10）、西小（6）、北小（6）、青垣小（10）、竹田小（6）、前山小（6）、吉見小（6）、三輪小（6）、春日部小（6）、大路小（6）、進修小（6）、黒井小（7）、船城小（6）
12 学級～18 学級	2	崇広小（12）、東小（12）

国の基準である 12 学級～18 学級の範囲内にある学校は 2 校であり、今後も減少することが予測されます。

また、国の基準に満たない学校は全体の 9 割となる 20 校となっています。

なお、複式学級を有する学校は現在 1 校となっていますが、今後増加することが予測されます。

(2) 中学校

学級数	学校数	学校名 () 内は学級数
5 学級以下 ※単学級を有する学校	3	山南中 (5)、和田中 (3)、青垣中 (4)、
6 学級～8 学級 ※1 学年 2～3 学級	2	市島中 (6)、春日中 (8)、
9 学級～11 学級 ※1 学年 3～4 学級	1	柏原中 (9)
12 学級以上 ※1 学年 4 学級以上	1	氷上中 (13)

国の基準である 12 学級～18 学級の範囲内にある学校は 1 校であり、今後も減少することが予測されます。

また、国の基準に満たない学校は全体の 8 割以上となる 6 校となっています。

なお、単学級を有する学校は現在 3 校となっていますが、今後増加することが予測されます。

4. 委員会での検討項目

(1) 小中学校の 1 校あたりの標準学級数

(2) 小中学校の 1 学級あたりの標準人数

(3) 複式学級について

【適正配置の考え方について】

1. 国の基準

公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定められています。

ただし、スクールバス等の活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあることから、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられています。

■通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

2. 市の基準（現方針）

法令等の定める小学校の通学距離4km、中学校の通学距離6kmを基本とするが、スクールバス等の運行も考えられることから、通学時間として小学校、中学校ともに概ね30～60分程度を上限としています。

■小学校の通学距離：法令等の定める通学距離4kmを基本にしつつ地域の状況に応じる。
■中学校の通学距離：法令等の定める通学距離6kmを基本にしつつ地域の状況に応じる。
■小学校の通学時間：概ね30～60分程度を上限とする。（通学方法にかかわらず）
■中学校の通学時間：概ね30～60分程度を上限とする。（通学方法にかかわらず）

3. 市内遠距離通学の状況

(1) 小学校

遠距離通学（4km以上）となる地域または徒歩通学以外の地域

崇広小学校	【遠距離通学地域】 5km以上6km未満 石戸
南小学校	【特認地区】 福田
大路小学校	【遠距離通学地域】 4km以上5km未満 栢野、5km以上6km未満 野瀬 ※バス通学

青垣小学校	【スクールバス運行地域】 森、市原、奥塩久 東芦田、田井縄、栗住野、口塩久 桧倉、大名草、大稗、小稗、惣持、文室、稲土、杉谷、平野 岡見、中佐治、応相寺、下地、上地、向、平地、徳畑、和田、遠阪、 今出
鴨庄小学校	【特認地区】 戸平

(2) 中学校

遠距離通学（6 km 以上）となる地域または自転車通学以外の地域

柏原中学校	【遠距離通学地域】 7 km 以上 8 km 未満 石戸
氷上中学校	【遠距離通学地域】 6 km 以上 7 km 未満 三方、上油利、下油利、鴨内、小谷 7 km 以上 8 km 未満 朝阪 8 km 以上 9 km 未満 小野 9 km 以上 10km 未満 福田
青垣中学校	【遠距離通学地域】 6 km 以上 7 km 未満 東芦田、大稗、和田 7 km 以上 8 km 未満 遠阪 9 km 以上 10km 未満 今出
春日中学校	【遠距離通学地域】 6 km 以上 7 km 未満 広瀬、松森、野山、天王 7 km 以上 8 km 未満 上三井庄 8 km 以上 9 km 未満 栢野 9 km 以上 10km 未満 野瀬
山南中学校	【遠距離通学地域】 6 km 以上 7 km 未満 青田、篠場 7 km 以上 8 km 未満 下滝 8 km 以上 9 km 未満 上滝 9 km 以上 10km 未満 阿草
市島中学校	【遠距離通学地域】 6 km 以上 7 km 未満 神池、塚原、乙河内、上鴨阪、徳尾、大杉、石原 樽井、市の貝 7 km 以上 8 km 未満 戸平

4. 委員会での検討項目

(1) 望ましい通学距離や通学時間

【学校統合の考え方について】

1. 国の基本的な考え方

「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってくると示されています。

2. 市の基準（現方針）

学校の適正規模・適正配置を推進するにあたっては、統合等の後の学校規模や児童生徒の通学上の課題に配慮することはもちろん児童生徒がスムーズに新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係を構築できるよう、学校間の事前交流の実施や統合等の後の教職員の配置などについても十分に配慮しながら推進しなければならない。

また、今後の児童生徒数や学校規模、さらには教育制度の変革、社会情勢の変化をとらえつつ各地域、学校の現状、将来的な見通しについて随時検討を行いながら本方針を基に具体的な実施計画を策定していくものとしています。

3. 「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」の設置基準について（現方針）

(1) レベルⅠ

この児童生徒数を下回る可能性がある場合、「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」をすぐに設置する。

小学校 複式学級をつくらない規模（全学年が単式学級である規模）：50人

中学校 全学年に2学級が確保できる規模：123人

(2) レベルⅡ

この児童生徒数を下回る場合、「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」を設置する。

小学校 1学年1学級であり、1学級が25人の規模：150人

中学校 全学年が2学級であり、1学級が25人の規模：150人

(3) レベルⅢ

この児童生徒数を下回る場合、「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」の設置を促す。

小学校 全学年に2学級が確保でき、1学級が20人の規模：246人

中学校 全学年に3学級が確保でき、1学級が30人以下の規模：243人

(4) レベルⅣ

この児童生徒数を下回り、地域・保護者等の要望があれば「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」を設置する。

小学校 全学年に2学級が確保でき、1学級が25人の規模：300人

中学校 全学年に3学級が確保でき、1学級が30人の規模：270人

4. 市内学校統合の状況（平成24年度～令和2年度）※予定を含む

- (1) 青垣地域：平成29年4月 芦田小学校・佐治小学校・神楽小学校・遠阪小学校を統合し青垣小学校を開校
- (2) 山南地域：平成31年3月 山南中学校・和田中学校を統合し、令和5年4月の開校を予定
- (3) 市島地域：令和2年度 市島地域市立小学校統合検討委員会を設置し、統合の是非を協議

5. 委員会での検討項目

- (1) 望ましい学校統合

複式学級について

となりあう2つの学年の児童の合計人数	1年生を含むとき	8人以下
	2年生～6年生	14人以下

例) 1、2年生の場合



= 8人

1年生4人

2年生4人

8人以下のため複式学級になる



= 9人

1年生5人

2年生4人

9人以上のため複式学級にならない

例) 3、4年生の場合

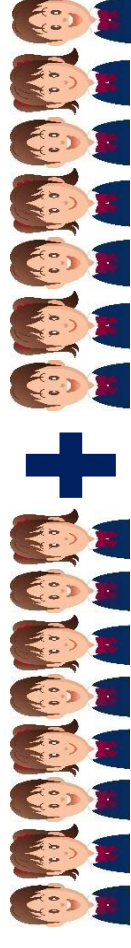


= 14人

3年生7人

4年生7人

14人以下のため複式学級になる



= 15人

3年生8人

4年生7人

15人以上のため複式学級にならない

1年生を含む場合は、8人以下の時、複式学級を編成します。

学校の小規模化による主なメリット・デメリット

メリット

- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。



デメリット

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- 男女比の偏りが生じやすい。
- 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。
- 経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員が配置できにくい。